

80期 12月 重大事故 2件

作成日：2025年1月15日
安全品質環境推進部 統括グループ

再発防止対策欄/青地...対策完了 赤字...対策予定、継続中

事故管理No.	事故発生日	曜日	発生時間	事故区分	地区名	営業所名	氏名	職種	年齢	勤続	損害程度(品目・負傷状況) (損害額)	休業見込 (実休業)	荷主・相手方		事故内容
													名称	本・支店、工場	
J8000278	2024/12/6	金	07:30	貨物	九州		協力会社 乗務員	乗務	72	0年2ヶ月	キュービクル1台 (損害金 1,000,000円)	-	-		乗務員がキュービクルを納品のため走行中、高さ制限2.7mの橋桁にもかかわらず、そのまま進入しキュービクルのアイボルトがガードポールに接触し製品自体を破損した。
確認日	2024/12/18	水	確認者 (安全)	発生要因		<ul style="list-style-type: none"> これまで大型車(ウイング車)に長く乗務していたが、最近中型車へ乗換したことで積荷高さの意識が薄くなっていた。 協力会社への配送依頼時及び送り出し教育時、積込時に積荷高さの情報を伝達できておらず、配車係も伝達する認識がなかった。 配送ルート案内をポータブルナビにて行っていたが高さ制限の案内がされていなかった。 					再発防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 配車依頼時に積荷高さ情報を伝達し、過去の事故事例共有も行う。 乗務員が積込後に地上から積荷上までの高さを測定し「積荷高さ表」に記録することで積荷高さを意識させる。 トラックカーナビの使用を推奨し、検索の結果、高さ制限がある場合には迂回経路を通行するように促す。 		通達80-183号「商品荷扱いルール指示徹底の件」⇒統一・水平展開 ・商品取扱い手順を説明し適切な固縛・養生を理解、実施させる ・資料を使い送り出し教育を確実に実施する	
J8000287	2024/12/9	月	15:30	労災	関東		協力会社 乗務員	乗務	54	13年3ヶ月	右月状骨脱臼打撲	90日	-		乗務員がトレーラーシャーシ荷台上で積込完了後の形材PLを固縛のためラッシングベルトを掛けていたが、足の置き場が狭い、背後に壁がない、状態でラッシングベルトを締めたところ想定よりもベルトの遊びが多くあり、後ろにバランスを崩し受け身を取りながら地面に落下、咄嗟に手をついたが右手首に強く力がかかり負傷した。
確認日	2025/1/8	水	確認者 (安全)	発生要因		<ul style="list-style-type: none"> 作業台の設置や使用及びあおりを吊チェーン固定し足場にする方法もしていなかった。 作業方法の統一も手順の定めもなされていなかった。 協力会社乗務員へ事故内容の共有や周知を図る会合が開かれていなかった。 当社も現場を把握、指導ができていなかった。 					再発防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 応急的に作業方法を統一しラッシングでの固縛作業は地面から行い荷台へ昇って固縛を行うことを禁止した。 荷主に作業台設置許可を得たので購入し設置し固縛作業ができる場所を確保する。 統一した作業方法を手順書に定め、協力会社乗務員への周知教育と運用確認を行うため定期的にパトロールを行う。 協力会社に対し事故内容の共有や周知のため会合を定期に開催する。 		送り出し教育	